

# 「特別自治市制度の設計に向けた事務事業等の調査委託」 に関するプロポーザル募集要項

## 1 業務の概要・目的等

特別自治市の早期実現に向け、「第3次 横浜市大都市自治研究会 答申」も踏まえ、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」の改訂を行い、より具体的な方針を策定しました。この大綱に基づき、「大都市戦略」の一環として、特別自治市の実現を可能とする法律制定について、国や政党に要請活動を行っていきます。

については、県の事務事業やこれに係る予算措置等の状況、住民自治に関する実例調査なども含めた各種データを調査・分析し、「大都市戦略としての“特別自治市制度”の必要性」をとりまとめます。

事業の実施にあたって、効率的に業務を進めるため、データ収集・分析、調査の補助、会議運営の補助等の業務について、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に委託するものです。その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

## 2 プロポーザルの手続き

### (1) 名称

特別自治市制度の設計に向けた事務事業等の調査委託

### (2) 主催者

横浜市（政策局制度企画課）

### (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

## 3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

(1) 令和3年・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録されていること（事業所の所在地は不問）

(2) (1)の名簿において、営業種目「320：各種調査企画」を第1位又は第2位に登録し、細目「A：市場・世論調査」及び「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」に登録していること（登録順位は不問）

(3) 次に挙げるいずれかの実績を有すること

ア 国又は地方自治体から過去5年以内（平成28年度以降）に、地方公会計制度、又は財政・財務分析に関する業務を受託した実績があること

- イ 過去5年以内（平成28年度以降）に、地方自治体の総合的な計画の策定支援業務または策定に関する基礎的調査業務を受託した実績があること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
  - (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
  - (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
  - (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと
  - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと横浜市が認めたものを除く）でないこと
  - (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和3年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと
  - (10) 特別自治市制度の設計に向けた事務事業等の調査委託の完了まで、業務を履行できること

#### 4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

#### 5 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

#### 6 事務局

横浜市政策局制度企画課 橋本、木下

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-2952

## プロポーザル実施スケジュール

